

営業所における専任の技術者の工事への配置についての取扱い

平成 30 年 3 月 7 日 総務部長決定

建設業法第 7 条第 2 号に定める営業所の専任の技術者(以下「営業所専任技術者」という。)の工事への配置については平成 15 年 4 月 21 日付国総建第 18 号「営業所における専任の技術者の取り扱いについて」に準じて、以下のとおり取り扱うことといたします。

1 対象工事及び配置要件

以下の要件をすべて満たす場合においては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、工事の現場における現場代理人又は主任技術者(建設業法第 26 条第 3 項に規定する専任を要する者を除く)として従事することができるものとする。ただし現場代理人と主任技術者の兼務を含め 1 件までとする。

(1) 当該営業所において豊島区との請負契約が締結された建設工事であり、契約金額は 3,000 万円未満(税込)であること。

(2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制であること。

この場合において近接とは、営業所及び工事現場が豊島区内内であるものとする。

2 営業所専任技術者の工事への配置申請手続きについて

(1) 営業所専任技術者を工事へ配置することを希望する受注者は、工事着手前に工事主管課に「営業所専任技術者の工事への配置申請書」を 3 部提出の上、承認を受けること。なお、工事主管課長が工事内容や工事の時期、工事現場の状況、安全管理上の理由などから配置を認めないことがあるので注意すること。

(2) 「営業所専任技術者の工事への配置申請書」は、承認後、工事主管課、契約課で保管するとともに受注者に返却する。

3 単価契約の工事若しくは工事現場が同一の場所または近接した場所で、本体工事に密接な関連性のある追加工事(随意契約を含む)については、1に規定する件数に含まないものとする。

4 この取扱いは、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。